

滋賀県児童死亡事例検証結果報告書

令和4年6月

滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例検証部会

本報告書の利用や報道にあたっては、関係者のプライバシーに十分配慮した取扱いがなされますようお願いいたします。

目 次

1	はじめに	1
	(1) 検証部会開催の経緯	
	(2) 検証の目的と方法	
	(3) 検証の経過	
2	事件の概要	2
	(1) 事件の概要	
	(2) 事件発生までの家族の状況	
	(3) 事件発生時の家族の状況	
	(4) 事件発生までの経過（概要）	
3	本事例に見られる課題とその改善方策	5
	(1) 引き継ぎの手法や様式について	
	(2) 社会的養護から離れる際のアセスメントについて	
	(3) 母と家族のアセスメントについて	
	(4) 家族再統合後の支援について	
	(5) その他、支援のあり方について	
4	本報告書の取扱い	9

《参考資料》

- 1 滋賀県社会福祉審議会規程
- 2 滋賀県社会福祉審議会児童専門分科会児童虐待事例検証部会委員名簿

1 はじめに

(1) 検証部会開催の経緯

令和3年8月1日、大津市で当時6歳の女子児童(以下「本児」という。)が外傷性ショックにより死亡し、令和3年8月4日に本児の異父兄(以下「兄」という)が傷害致死の疑いで逮捕、同月25日に家裁送致された。県子ども・青少年局では、兄が本児に暴行を加え死亡させた結果を重大と捉え、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会(以下「検証部会」という。)において検証を行うこととした。

(2) 検証の目的と方法

本事例における直接の加害者は当時17歳の兄であるが、母が長期間不在の状況下で本児の世話を余儀なくされていた状況に鑑み、背景に母によるネグレクトがあることを考慮して検証を行った。なお兄に関して、少年審判において用いられた事情等は、審判書要旨なども含めて入手できず、福祉関係機関および検証部会により把握できる情報のみに基づく検証である。

検証の方法としては、各関係機関から提出された本事例にかかる記録と、各関係機関への聴取により、事実および判断等の調査を行ったうえで、本事例に係るアセスメント(※1)やケースマネジメント(※2)の問題点、課題の把握と分析を行った。

そのうえで、本報告書では、その課題解決に向けた対策について提言を行うこととする。

なお、本報告書の作成にあたっては、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除する等、プライバシーの保護に配慮した。

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に基づき、再発防止策を検討し、滋賀県に提言するものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

※1 援助方針を決定するために、対象となる家族等の現状の問題性、程度、対応の順位などについて評価・判断を行うこと。

※2 アセスメントや支援計画の策定と実施など支援全体の推進・調整を行うこと。

(3) 検証の経過

第1回(令和3年8月30日) : 事案の概要説明と、審議の進め方について

第2回(令和3年11月24日) : 大津・高島子ども家庭相談センターおよび各関係機関の記録に基づいた事例の背景および事実の整理

第3回(令和4年1月19日) : 各関係機関への聴取問題点、課題の整理

第4回(令和4年3月2日) : 再発防止に向けた方策、提言、報告書の検討

第5回(令和4年5月30日) : 報告書の検討(書面開催)

2 事件の概要

(1) 事件の概要

令和3年8月1日、大津市で当時6歳の本児が外傷性ショックにより死亡し、令和3年8月4日に当時17歳であった兄が傷害致死の疑いで逮捕されたもの。当初、本児は自宅近くの公園のジャングルジムから転落して死亡したとされていたが、後の捜査により、兄の暴行によって死亡したとされ、兄が逮捕された。

母と本児は、令和3年3月から大津市にて同居を始めたが、同時期に別の自治体の社会的養護下にあった兄も措置解除となり、母宅に頻繁に出入りするようになった。母と本児に加えて兄の同居という家族形態は、関係する全ての児童相談所が想定していた形ではなかったにも関わらず、本児と兄の措置解除およびケースの引き継ぎが進行し、滋賀県にてケースマネジメントを行うこととなった。

兄が同居することとなったことにより、母は本児の世話を兄に任せて、外出を繰り返すようになり、母が長期間不在で兄と本児が二人で家に残されている中、兄が本児に暴行を加えて死亡させたと見られる。

なお、事件発生後に兄は少年審判により第一種少年院送致の決定を受けており、母は覚醒剤取締法違反(所持)疑いで逮捕されている。

(2) 事件発生までの家族の状況

前提として、本児および兄は幼少期から長期間施設等の社会的養護下にあり、令和3年4月頃に兄が母宅に転入するまでは、母・兄・本児の三人が一緒に暮らしたことは一度もなかった。

・兄について

出生後虐待的環境下にあったため、乳児院にて一時保護される。その後、母の転居の繰り返しやしばしば行方不明になる不安定な生活などから、6カ所の児童相談所に係属し、社会的養護と短期的な家庭復帰を繰り返したが、大半を社会的養護下で暮らすこととなった。

学齢時より不安定な行動が見られ、医師より愛着障害の指摘がなされたこともあった。

最終的には、社会的養護が困難となり、高校も退学したため、自立生活を前提として措置解除に至るも、結果的には母宅になし崩し的に転入することになった。

・本児について

出生後、母の不安定な生活から乳児院にて一時保護され、その後、乳児院への措置、児童養護施設への措置変更を経て、令和2年度末の措置解除に至るまで母との生活を一度も経験することなく、施設にて養育される。施設生活にはなじんでおり、当初は母の引き取りより施設を希望したこともあったが、母との再統合に向けた継続的な支援を受け、母に引き取られることとなった。

(3) 事件発生時の家族の状況

- ・母（40代）、兄（当時17歳）、本児（当時6歳）
- ・母と本児が同居を始めた当初は継父がいたが、兄の同居と同じ時期に不在となる。継父および母の職業は不定。継父が家を出た後生活保護の受給となる。

(4) 事件発生までの経過（概要）

令和2年11月	母が大津市に転居（本児と兄は社会的養護下）。
	A児相から、本児についてケース移管（家庭引取）の連絡。
令和3年2月	B児相から、兄の措置停止検討について連絡。
	A児相、兄が母宅にいるなら本児は家庭引取させないと伝達。
	兄が他市にて就労開始。
令和3年3月	本児措置停止、大津市の母宅に転入。
	同時期に兄も母宅に頻繁に出入りするようになる。

令和3年4月	B児相が兄の措置を解除し、大津・高島子ども家庭相談センターへケース移管。
令和3年5月	A児相と大津・高島子ども家庭相談センターが家庭訪問、母・本児・兄が在宅。
	継父が家を出ていく。
	A児相が本児の措置を解除し、大津・高島子ども家庭相談センターへケース移管。
	母から大津・高島子ども家庭相談センターへ、本児の性的発言について相談。
	大津・高島子ども家庭相談センターが本児を一時保護して行動観察。
	本児の新型コロナウイルス感染症罹患が判明し入院、一時保護解除。
令和3年6月	本児退院。
	継父逮捕、母が生活苦により生活保護申請。
	大津・高島子ども家庭相談センターから母に改めて再度一時保護の方針を伝えるが、母は本児の気持ちを汲んで一時保護より家庭生活を安定させたいと回答。
令和3年7月	本児が学校で、母が夜間不在の日があったことを話す。
	夏休みに入ったら本児を一時保護する方針を確認。
7月21日	大津警察署から連絡、本児と兄が深夜にコンビニで保護される。
7月22日	所内緊急受理会議、夏休み中に本児を一時保護する方針。
7月26日	関係機関Cが家庭訪問し、本児の元気な様子を確認。
7月27日	関係機関Dが家庭訪問し、本児と兄の確認、兄と話す。
7月29日	母と連絡がつき、8月4日の大津・高島子ども家庭相談センター来所を約束する。
8月1日	本児死亡。
8月4日	滋賀県警が兄を傷害致死の疑いで逮捕。

3 本事例に見られる課題とその改善方策

(1) 引き継ぎの手法や様式について

【課題】

本ケースの引き継ぎに際しては、兄と本児それぞれが0歳の時からの児童記録を大津・高島子ども家庭相談センターに引き継がれているが、記録の量が膨大でもあり、引き継ぎ時のケース検討はA児童相談所作成のケース移管票に記載された情報に基づいて見立てを行っていた。

対面による引き継ぎは、当初、B児童相談所を含む関係する3つの児童相談所の合同にて行われる予定であったが、都合が合わず見送られたことにより、大津・高島子ども家庭相談センターがそれぞれの児童相談所と個別にやり取りする形式で行われた。そのこともあり、結果的に母が長期不在になる可能性や、薬物使用等、家庭内のリスクと兄の性格、行動傾向など、本児への安全と安心に対するリスクを読み取ることができていなかった。

今回のケースにおいては、兄が大津市の近辺におり、母宅に転入する可能性が高いことが当初より見込まれていたことも考慮すると、関係する全ての児童相談所が一堂に会するなどし、適切にリスクを読み取った援助方針を策定する必要があったものと考えられる。

【改善方策・提言】

- 他自治体からのケース引き継ぎを行う際、特に複数自治体からの受け入れ等がある際には、互いの情報の齟齬をなくすため、原則対面で、全ての関係児童相談所が一堂に会し、アセスメント見直しも視野に入れた引き継ぎを実施する。情報交換に当たっては、それぞれの子どもを中心に据えて、忌憚なく関係児童相談所が「子どもの安全と安心」についての意見を交換できることが重要である。
- 引き継ぎ、記録引き渡しの際には、ケース支援経過の概要を、分かりやすく引き継ぐことが求められる。本県子ども家庭相談センターとしては、速やかに支援ニーズとリスクを把握するため、記録の精査はもとより、移管元の児童相談所に対し、アセスメントと支援経過の要点をまとめた引き継ぎを求めるべきである。

(2) 社会的養護から離れる際のアセスメントについて

【課題】

本ケースでは、引き継ぎ時において、各児童相談所が虐待対応を要するケースではないと認識をしていた。本児の就学を意識し、養護ケースとして親元に返すことを重視するあまり、本児および保護者間の愛着形成が未処理の状態にありながら、相手方児童相談所に支援方針の見直しを求めることなく、そのまま措置解除されたケースを引き継いだ点にも課題があると考えられる。

【改善方策・提言】

- 子どもが社会的養護から離れる際には、保護者の同意や家族再統合重視の視点と同時に、子どもの安全安心に配慮したアセスメントを実施する必要がある。そのため、単に保護者の求めに応じて措置を解除する形で家族再統合を図るのではなく、記録を精査し、家庭内のリスクを読み取ることなど、家族環境の変化に伴うアセスメントを行わなければならない。
- その際には、転入ケースを引き受ける側の児童相談所もリスクと安全の両面を考慮し、家庭復帰の適否をチェックする等、通常のケース以上に丁寧なアセスメントにより、実践的な見立てを行う必要がある。

(3) 母と家族のアセスメントについて

【課題】

本ケースにおいては、事案発生後に母が覚醒剤等の薬物所持で逮捕、所持および使用の疑いで起訴されており、過去の記録においても母の薬物使用歴について言及されたものがあったことから、そのリスクについても把握、考慮を要するものであったと考えられる。

また、加害者である兄の成育歴においても、幼少期の被虐待経験や、学校・施設における不適応事案等を考慮し、衝動性等の精神面における特性を把握したうえで、リスク判断を下すべきであった。

家族間の関係性については、母の婚姻歴から短期的に家族関係が変化するリスクや、再統合前に母と本児の間に十分な信頼関係が築けていなかった可能性が認められる。家族再統合や家庭的養育を優先するあまり、長期的に家族間の関係性が維持されるか否かを熟慮することなくケースを引き継いだことも問題点として挙げられる。

【改善方策・提言】

- 家族に薬物依存等の重大なリスクがある場合には、児童相談所を含む関係機関での丁寧な引き継ぎが求められる。
- 本児や兄のみならず、親族を含めた保護者の交友関係についてもあらかじめ把握し、本児との関係性にリスクを認めた場合には、速やかに児童福祉司指導等へ切り替えや、必要に応じて一時保護を行うなど、躊躇なく支援方針を見直す必要がある。

(4) 家族再統合中の支援について

【課題】

一方で、本児および兄が母宅に戻った後についての、地域の関係機関による援助実施や情報共有については、不足なく行えており、児童の見守りや生活の援助を通して見守りが行われていた。この間、兄の粗暴性を表すようなエピソードはなく、また、母が長期にわたり不在となっているような情報は把握できなかった。

しかしながら、家族再統合から事案発生までの間に、兄の転入や継父の転出により家族が崩壊状態になっていることを把握しながら、常に変化する家族のアセスメントと見直しを行わず家族の言動に従い、保護者との関係性に依拠して継続的な見守りをしてきた。この時点でも本児の安全と安心を考慮した支援が不十分であったことは否めない。また、深夜のコンビニで本児らが警察に保護される等の異変が生じた際に迅速な一時保護が行えなかったことは、これは養護ケースとしての当初の見立てを変えることなく、その後転入してきた兄の存在を母に代わる監護者と捉えていたことに起因すると考えられる。引き継ぎ当初の想定とは異なる家族構成となった時点で改めてアセスメントと見立てをして速やかに見直し、ケース支援に当たるべきであった。

また、直ちに一時保護に踏み切らなかった背景には、保護者との関係性を重視し、保護者同意による保護を優先したことや、地域の見守りの状況や兄の存在から、母不在のリスクを過少評価してきたことが考えられる。

【改善方策・提言】

- 家族再統合が円滑に行われているかの確認を徹底し、支援の中で家族構成に変化が生じた際には「子どもの安全と安心」に関して、そこに潜むリスクの有無を十分に確認する。

- 児童相談所が支援計画を変更する場合は、保護者や関係機関と直接出会い、「子どもの安全と安心」のための話し合いを行うことで、子どものために相互に協力しあう関係性を継続することが不可欠である。
- また、子どもと話し合える家族以外の大人の存在、子どもの声を代弁できる立場として、担当児童福祉司とは別に児童心理司をあてるなど、多職種連携によるチーム支援の体制を構築しておくことが望ましい。

(5) その他、支援のあり方について

【課題】

本事例は、社会的養育ビジョンの方向性である、家族養育優先の原則や里親委託優先の原則などの実現において、個別のアセスメントの重要性を指摘することとなった。また、兄については、具体的支援策がないまま保護者に代わる監護者として期待され、一時的とは言え、いわゆるヤングケアラーの状態であったことは否めない。

【改善方策・提言】

- ケースを他府県から引き継ぐ場合に、アセスメントを丁寧に実施することが不可欠で、そのためにも児童相談所のアセスメント力の向上と、児童相談所の強みである多職種チームによる俯瞰的な取り組みを強化する必要がある。そのため、スーパーバイザーによるアセスメントについての指導力のなお一層の向上と、児童心理司のケース全体へのアセスメントにおける参画が特に求められる。
- 継続支援中の困難事例の対応について、児童相談所内でのチームによる子ども中心のアセスメントを実施することはもとより、虐待（養護であっても）事例においては家庭内外の様々なきっかけを通して子どもにとって危機的状況が生じることを前提に所内のスーパービジョン体制を構築する。また、所内での対応に限界があれば児童福祉審議会や外部の専門機関と協議を行うことが必要である。
- 特に、児童相談所は市町との連携に留意し、在宅事例については丁寧な個別ケース検討会議を行い、県や市町のもつ社会資源の活用留意する必要がある。本事例は新型コロナウイルス感染症急拡大期における対応であり、迅速な一時保護が困難であった背景もあるものの、そういった場合の支援として、養育支援訪問事業やショートステイ事業、滋賀県独自の非行立ち直り支援事業（あすくる）などの活用のあり方も検討されたい。

4 本報告書の取扱い

本部会による検証は、本事例の問題の所在を確認し、その課題に対する改善方策を提言することで、各市町および子ども家庭相談センターにおいて適切なアセスメントに基づく効果的な支援が実施されるよう行うものであるから、今後、関係機関は、本検証の結果を十分活用いただき、適切な支援が実施されることを望みたい。

なお、本件調査において、今後は他府県児童相談所との合同検証の可能性や、司法機関などの有する事案に関する情報提供が受けられる方策の検討を国レベルで実施されるよう求めたい。

《参考資料》

1 滋賀県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県社会福祉審議会条例（平成12年県条例第42号）第10条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、滋賀県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、次の表の左欄に掲げる事項を調査・審議するため、同表の右欄に掲げる専門分科会を設けるものとする。

所 管 事 項	専 門 分 科 会 名
1 滋賀県知事の諮問事項である「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議	総合企画専門分科会
2 共生社会づくりを目指すための条例の骨格についての調査、審議	条例検討専門分科会
3 再犯防止推進計画の素案についての調査、審議	再犯防止推進計画検討専門分科会

(審査部会)

第3条 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条に規定する障害程度の認定および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する医師の指定または同法施行令第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項	障害程度等審査部会

2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項に規定する推薦および勧告に関する事項 2 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第16条第1項に規定する図書等、興行およびがん具等の推奨および制限に関する事項	図書等審査部会
児童福祉法施行令（昭和23年政令第47号）第29条に規定する里親の認定に関する事項	里親審査部会
1 児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項 2 児童福祉法第33条第5項に規定する児童の一時保護に関する事項	児童措置審査部会
1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する検証に関する事項 2 児童福祉法第33条の15第3項に規定する知事に対する意見に関する事項	児童虐待事例検証部会
児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項	保育所審査部会

- 3 前項に規定する審査部会に属する委員は、当該専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）のうちから、審議会の委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 審査部会長は、その審査部会の事務を掌握する。

（会議）

第4条 専門分科会または審査部会（以下「専門分科会等」という。）は、分科会長または審査部会長が招集する。

- 2 専門分科会等は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。ただし、専門分科会長または部会長が必要と認めたときは書面により審議を行うことができる。
- 3 専門分科会等の議事は、出席した委員（前項ただし書の場合にあっては、書面による審議に参加した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長または部会長の決するところによる。

（会議の特例）

第5条 専門分科会等（総合企画専門分科会、条例検討専門分科会および再犯防止推進計画検討専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（幹事、書記）

第6条 審議会に幹事および書記を置く。

- 2 幹事および書記は、別表中欄に掲げる職にある者を知事が任命し、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則（昭和62年8月31日決定）

- 1 この規程は、昭和62年8月31日から施行する。

2 滋賀県地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に関する規程（昭和61年7月24日決定）および滋賀県地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の運営に関する規程（昭和61年10月28日決定）は、廃止する。

付則（昭和63年11月30日決定）

この規程は、昭和63年11月30日から施行する。

付則（平成10年10月9日決定）

この規程は、平成10年10月9日から施行する。

付則（平成12年4月1日決定）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付則（平成15年4月1日決定）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付則（平成17年4月1日決定）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付則（平成17年8月19日決定）

この規程は、平成17年8月19日から施行する。

付則（平成19年4月1日決定）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付則（平成19年11月9日決定）

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

付則（平成21年4月1日決定）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則（平成24年4月1日決定）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付則（平成25年10月18日決定）

この規程は、平成25年10月18日から施行する。

付則（平成26年4月1日決定）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則（平成26年9月9日決定）

この規程は、平成26年9月9日から施行する。

付則（平成28年4月1日決定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則（平成29年4月1日決定）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則（平成29年5月19日決定）

この規程は、平成29年5月19日から施行する。

付則（平成29年5月25日決定）

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

付則（平成30年5月25日決定）

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

別 表（第6条関係）

職 名	任 命 職 名	分 掌 事 務
幹 事	健康医療福祉部健康福祉政策課長、医療政策課長、医療福祉推進課長、障害福祉課長、子ども・青少年局長、教育委員会事務局高校教育課長、幼小中教育課長、警察本部生活安全部少年課長の職にある者	審議会の運営について委員を補佐する。
書 記	幹事の指定する者	幹事の命を受け、当該課（局）の所掌事務で審議会に関する事務に従事する。

2 滋賀県社会福祉審議会児童専門分科会児童虐待事例検証部会委員名簿

◎：部会長

委員名	役職名
北谷 裕恵	弁護士
佐藤 啓二	滋賀県精神科・神経科医会会員
中川 泰彦	元児童相談所長、市町スーパーバイザー
西 克治	滋賀医科大学名誉教授（法医学）
◎ 野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
廣田 常夫	滋賀小児科医会顧問
淵元 純子	滋賀県助産師会理事